（※１）法第４章第１節の各規定と国際的な枠組みの基準（ＯＥＣＤプライバシーガイドライン及びＡＰＥＣプライバシーフレームワーク）とを対比した上で、当該各規定の趣旨が当該国際的な枠組みの基準に整合していると解される場合に「○」と記載している。

（※２）従業者の監督については、ＡＰＥＣプライバシーフレームワークに規定はないものの、安全管理措置（法第20条）の一部であることから、外国にある第三者においても措置を講じなければならない。

（※３）苦情の処理については、ＡＰＥＣプライバシーフレームワークに規定はないものの、事業者のＡＰＥＣプライバシーフレームワークへの適合性を国際的に認証する制度であるＣＢＰＲシステムに参加する事業者の参加要件となっていることから、外国にある第三者においても措置を講じなければならない。

上記を踏まえ、「法第４章第１節の規定の趣旨に沿った措置」として３－２－１から３－２－18までに記述する事項について、適切かつ合理的な方法（３－１参照）に記述する方法によって担保されていなければならない。

個人情報取扱事業者は、契約等に３－２－１から３－２－18までに記述する全ての事項を規定しなければならないものではなく、「法第４章第１節の規定の趣旨」に鑑みて、実質的に適切かつ合理的な方法により、措置の実施が確保されていれば足りる。

次の３－２－１から３－２－18までにおいては、外国にある第三者への個人データの提供に関する典型的な事例として、【事例１】日本にある個人情報取扱事業者が、外国にある事業者に顧客データの入力業務を委託する場合及び【事例２】日本にある個人情報取扱事業者が、外国にある親会社に従業員情報を提供する場合を挙げ、外国にある第三者又は提供元である日本にある個人情報取扱事業者（以下「外国にある第三者等」という。）が講ずべき措置の具体例を示すこととする。

３－２－１　利用目的の特定（法第15条の趣旨に沿った措置）

法第15条

１　個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

２　個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

【事例１】日本にある個人情報取扱事業者が、外国にある事業者に顧客データの入力業務を委託する場合

委託契約において、外国にある事業者による利用目的を特定する。

【事例２】日本にある個人情報取扱事業者が、外国にある親会社に従業員情報を提供する場合

就業規則等において利用目的を特定する。

外国にある第三者等は、個人情報を取り扱うに当たっては、利用目的をできる限り具体的に特定しなければならないが、利用目的の特定に当たっては、利用目的を単に抽象的、一般的に特定するのではなく、個人情報が外国にある第三者等において、最終的にどのような事業の用に供され、どのような目的で個人情報を利用されるのかが、本人にとって一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に特定することが望ましい（※）。

（※）委託契約や就業規則等の内容に照らして、個人情報によって識別される本人からみて、自分の個人情報が利用される範囲が合理的に予想できる程度に特定されている場合や業種を明示することで利用目的の範囲が想定される場合には、これで足りるとされることもあり得るが、多くの場合、業種の明示だけでは利用目的をできる限り具体的に特定したことにはならないと解される。なお、利用目的の特定に当たり「○○事業」のように事業を明示する場合についても、社会通念上、本人からみてその特定に資すると認められる範囲に特定することが望ましい。

また、単に「事業活動」、「お客様のサービスの向上」等のように抽象的、一般的な内容を利用目的とすることは、できる限り具体的に特定したことにはならないと解される。

なお、特定した利用目的は、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲、すなわち、変更後の利用目的が変更前の利用目的からみて、社会通念上、本人が通常予期し得る限度と客観的に認められる範囲内（※）で変更することは可能である。

（※）「本人が通常予期し得る限度と客観的に認められる範囲」とは、本人の主観や事業者の恣意的な判断によるものではなく、一般人の判断において、当初の利用目的と変更後の利用目的を比較して予期できる範囲をいい、当初特定した利用目的とどの程度の関連性を有するかを総合的に勘案して判断される。

３－２－２　利用目的による制限（法第16条の趣旨に沿った措置）

法第16条

１　個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

２　個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

３　前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

⑴　法令に基づく場合

⑵　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

⑶　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

⑷　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

【事例１】日本にある個人情報取扱事業者が、外国にある事業者に顧客データの入力業務を委託する場合

委託契約において、委託の内容として、外国にある事業者による利用目的の範囲内での事務処理を規定する。

【事例２】日本にある個人情報取扱事業者が、外国にある親会社に従業員情報を提供する場合

従業員情報を就業規則において特定された利用目的の範囲内で利用する。なお、利用目的の範囲を超える場合には、当該従業員の同意（※）を得る必要があるが、その場合、日本にある個人情報取扱事業者が同意を取得することも認められるものと解される。

外国にある第三者等は、特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う場合は、あらかじめ本人の同意（※）を得なければならない。ただし、当該同意を得るために個人情報を利用すること（メールの送信や電話をかけること等）は、当初特定した利用目的として記載されていない場合でも、目的外利用には該当しない。

（※）「本人の同意」とは、本人の個人情報が、外国にある第三者等によって示された取扱方法で取り扱われることを承諾する旨の当該本人の意思表示をいう（当該本人であることを確認できていることが前提となる。）。